

# 飲酒運転のトラック、追突事故

## 3歳、1歳の女児が焼死

### 運送会社、元運転手に、総額2億5000万円の賠償命令

2015/11/30

1999年11月28日、東京都の東名高速で、飲酒運転のトラックが夫妻の乗用車に追突。長女当時（3）と次女同（1）が焼死し、夫妻も重軽傷を負った。

元運転手は業務上過失致死傷などの罪で懲役4年が確定。夫妻らは飲酒など悪質運転の厳罰化を求める運動を展開し、2001年の危険運転致死傷罪の創設につながった。

夫妻が起こした民事訴訟で東京地裁は03年、勤務先の運送会社と元運転手、損害保険会社に総額約2億5000万円の賠償を命令。

一部について2人の娘がそれぞれ18歳になった年から15年分を、命日ごとに支払う「定期金賠償」として認めた。

## 「命日ごと」賠償始まる

### 姉妹亡くした夫妻が寄付へー東名飲酒事故から16年

## 運送会社の管理責任にも言及

2015/11/30

幼い姉妹2人が焼死した1999年の東名高速飲酒事故から28日で16年が経過した。

両親が起こした民事訴訟で認められ、命日ごとに賠償金の一部を支払う「定期金賠償」が今年から始まった。「娘が納得する使い道を」と話す父親(65)、母親(47)夫妻は、飲酒・薬物問題などの予防に取り組む団体などに、初回分約270万円を全額寄付するという。

「出所しても事件を忘れず、一生かけて償ってほしい」。夫妻は元運転手などに対し、賠償金の一部を一括ではなく命日ごとに15年間支払うよう求め提訴。

刑事裁判では過失罪でしか裁けない法定刑の軽さや、前例踏襲で求刑通りにならない判決に悔しい思いをしたが、2003年の東京地裁の民事判決は主張をほぼくみ取った内容で、刑事で問えなかった運送会社の管理責任にも言及した。

「一般人の感覚に近い素晴らしい判決だった。やっと血の通った裁判を受けられた」と振り返る母親。

「賠償金は命の代償で、もらって喜ぶ親などいない。実際に支払うのは損保会社でも、元運転手には、娘が18歳になっていればこれだけ社会の役に立っていたかもしれないと感じてもらいたい」と強調する。

この16年間、夫妻は他の交通事故遺族らと連携し、飲酒などの悪質運転に対する法整備を求める一方、再発防止のため全国の学校や職場などで自分たちのつらい体験を話してきた。

事故をきっかけに創設された刑法の危険運転致死傷罪は、昨年からは自動車運転処罰法に移され、適用要件も緩和された。